

# 民法(債権関係)の改正に関する法律案〈委任〉について

弁護士 江藤 寿美 怜



弁護士

江藤 寿美 怜

(えとうすみれ)

〈出身大学〉

早稲田大学法学部

早稲田大学大学院法務研究科

〈経歴〉

2014年12月 最高裁判所司

法研修所修了(67期)

2015年1月 東京弁護士会登録

2016年7月 弁護士法人中央

総合法律事務所入所(東京事

務所)

〈取扱業務〉

企業法務、訴訟争訟、家事事件、

刑事事件

今回は、委任の規定に関する民法の改正点について、3点に分けて皆様にご紹介したいと思います。

## 第1 委任者の報酬に関する改正(第648条・648条の2)

(受任者の報酬) 第648条

- 1 受任者は、特約がなければ、委任者に対して報酬を請求することができない。
- 2 受任者は、報酬を受けるべき場合には、委任事務を履行した後でなければ、これを請求することができない。ただし、期間によって報酬を定めるときは、第624条第2項の規定を準用する。
- 3 委任が受任者の責めに帰することができない事由によって履行の途中で終了したときは、受任者は、既にした履行の割合に応じて報酬を請求することができる。

(成果等に対する報酬) 第648条の2<新設>

- 1 委任事務の履行により得られる成果に対して報酬を支払うことを約した場合において、その成果が引渡しを要するときは、報酬は、その成果の引渡しと同時に、支払わなければならない。
- 2 第634条の規定は、委任事務の履行により得られる成果に対して報酬を支払うことを約した場合に準用する。

1点目は、第648条第3項第2号において、受任者の責めに帰すべき事由によって委任事務が終了した場合であっても、既履行部分の報酬請求権を認めたことです。改正前の第3項では、委任契約が、受任者の責めに帰することができない事由によって履行の途中で終了した場合にのみ、既履行部分の報酬請求を認めていました。しかし、今般の改正によって、受任者の責めに帰すべき事由によって委任事務の履行の続行が不可能となった場合についても、既履行の委任業務があることに鑑み、既履行部分には報酬請求権を認めることが明文化されました。

2点目は、第648条の2を新設し、報酬の定めのある委任契約における報酬の支払時期を定めたことです。当該規定は、報酬の定めのある委任契約が請負契約に類似することに着目し、請負(第633条)と同様に、目的物の引渡しを要するときは引渡しと同時に、引渡しを要しないときは成果が完成した後に、報酬を請求することができますとしました。

## 第2 委任の解除に関する改正(第651条)

(委任の解除) 第651条

- 1 委任は、各当事者がいつでもその解除をすることができる。

- 2 当事者の一方が相手方に不利な時期に委任の解除をしたときは、その当事者の一方は、相手方の損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があったときは、この限りでない。

3点目は、委任契約を解除する際の損害賠償事由に関する点です。改正前の第651条は、委任の各当事者はいつでも委任契約を解除できるものの(第1項)、相手方の不利な時期に委任契約を解除する場合には、やむを得ない事由が存在しない限りは、相手方へ損害賠償をしなければならないと定めていました(第2項)。

従前、委任契約が受任者の利益をも目的としている場合に委任者が任意解除権を行使できるかについては議論があり、受任者の利益をも目的とした委任契約については、委任者は任意解除権を行使することはできないと判示した裁判例もありました(大判大正9年4月24日民録26輯562頁)。

しかし、その後、やむを得ない事由がある場合に限り解除が認められるとした判例(最判昭和40年12月17日裁判集民事81号561頁、最判昭和43年9月20日判時536号51頁)や、やむを得ない事由がない場合であっても、委任者がその解除権自体を放棄したものと解されない事情があるときには委任契約を解除することができるとする判例(最判昭和56年1月19日民集35巻1号1頁)が出され、委任契約が受任者の利益をも目的としている場合であっても、委任者が任意解除権を行使することができる場合があると解されるようになりました。ただし、昭和56年判例は「受任者がこれによつて不利益を受けるときは、委任者から損害の賠償を受けることによつて、その不利益を填補されれば足りるものと解するのが相当である。」と判示し、委任者は、やむを得ない事由がない場合でも任意解除をすることができるとしつつも、これによって受任者が不利益を被る際には、受任者は委任者に対し、損害賠償請求を行いうるしていました。

改正後の第651条第2項第2号は、これら判例法理の趣旨を明文化し、かつ委任が有償であるということだけでは受任者の利益をも目的とする場合とはいえないとする判例法理(最判昭和58年9月20日判時1100号55頁)をも明文化したものです。そのため、民法651条における任意解除権の明文化は、従来の判例法理に従うものであり、当該改正によって実務に変化が生じるものとは考えにくいといえます。